

被扶養者認定を受けようとする者が学生の場合で、住民票上の住所にかかわらず、別居している場合はこの申立書を添付してください。（学生以外の別居の方は送金明細書等を添付していただきますので、この申立書は使用できません。）  
※仕送り額の下限は月額5万円です。ただし、被扶養者認定を受けようとする者の収入額（他の者からの仕送りを含む。）の2分の1以上仕送りをしていないと扶養認定できません。

## 仕 送 り 申 立 書

栃木県市町村職員共済組合理事長 様

所属所名 〇〇市役所  
住 所 〇〇市〇〇x-x-x  
組合員氏名 共 済 太 郎 ㊟

私は、下記の者に対して、生活費の支援として毎月 xxx,xxx 円、  
年間 x,xxx,xxx 円の仕送りをしていることに相違ありませんので、  
ここに申立ていたします。

上記のとおり、令和 xx年 x月 x日から毎月の生活費として仕送りを受けており、生計が維持されていることに相違ないことを認めます。

令和 xx年 x月 x日

住 所 〇〇市〇〇町共済ハイツxx  
被扶養者名 共 済 小 太 郎 ㊟